

「燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携  
研究開発事業」に係る公募要領

－研究開発項目Ⅱ 水素利用等高度化先端技術開発－

2020年2月27日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

次世代電池・水素部

「燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業」(委託)  
の公募について  
(2020年2月27日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、2020年度から2024年度まで「燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業」(以下、「本事業」という。)を実施する予定です。この事業への参加を希望される方は、本要領に従って御応募ください。

なお、本事業は政府予算に基づいて実施しますので予算案の審議状況や政府方針の変更等により、予算規模を含めた公募内容、採択後の実施計画、委託費支払いの時期等が変更されることがあります。

## 1. 件名

「燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業」  
／ 研究開発項目Ⅱ 水素利用等高度化先端技術開発

## 2. 事業概要

### (1) 背景

我が国では、燃料電池自動車(以下、「FCV」という。)の普及拡大に向けては燃料電池の高性能化、高耐久化、低コスト化のみならず、燃料電池システム全体、特に水素貯蔵タンクなどの水素貯蔵システムの更なる低コスト化が求められています。しかし、水素・燃料電池戦略ロードマップやNEDO燃料電池・水素技術開発ロードマップ等に掲げられる挑戦的なコスト目標を達成するためには、現状長時間を要する水素タンクの製造工程や高価な材料等に関する技術の革新が必要です。これら水素貯蔵技術の高度化が進めば、FCV以外の燃料電池を用いる移動体への適用拡大も期待されます。また、2030年以降を見据えた燃料電池の大量普及および水素社会の実現に向けては、燃料電池に関しても研究開発項目Ⅰで掲げる以上の性能、コストを狙う必要があります。従来延長線上にない革新的ブレークスルーのアイデアを幅広く創出していくことが求められます。以上を踏まえ、「貯蔵」から「利用」に至るまで燃料電池の本格普及に資する革新的な技術の開発、新たなコンセプトの創出を図ります。さらに、2030年以降の水素社会実現のためには、水素関連技術の高度化に資する研究開発が不可欠です。このため、従来水素利活用を越えた新規産業を創出するための水素関連技術の高度化に資する技術開発が期待されます。

### (2) 目的

本事業の目的は、第5次「エネルギー基本計画」や「水素・燃料電池戦略ロードマップ」等で定めるシナリオに基づき、2030年以降の自立的普及拡大に資する、高効率、高耐久、低コストの燃料電池セル及びシステム(水素貯蔵タンク等を含む)を実現することです。そのため、本事業では産業界のニーズに基づく協調領域の基盤技術を対象に、研究開発を推進します。

### (3) 事業内容

以下の分野のテーマを公募します。

#### ① 革新的な水素貯蔵関連技術の開発

水素貯蔵タンク等の低コスト化や強靱化に資する革新的な水素貯蔵技術を開発する。

#### ② 革新的な燃料電池技術の開発

今後の研究開発の指針を得るために、飛躍的な性能向上やコストダウンに資する燃料電池の材

料やデバイスのコンセプトを探索する。

③ その他多様な水素関連技術の高度化のための技術開発

将来的に大きなコストダウンに資する、新たな燃料電池システムの活用技術、性能向上や稼働率向上を実現するため燃料電池システムの革新的なコンセプトを探索する。また、従来の水素利活用を越えた新規産業を創出するための水素関連技術の高度化に資する技術を開発する。

(4) 事業期間

事業全体の期間は2020年度から2024年度までの5年間です。今回は、この期間の中で実施する2年間から5年間程度の個別の研究開発テーマを公募します。なお、個別の研究開発テーマは2年毎に外部有識者によりその継続可否を審査しますので、本公募で採択するテーマの契約期間は最長2022年6月末までとします（ただし、今回の採択審査では研究開発の全期間を審査しますので、最長の研究開発計画を記載してください）。2022年7月以降はテーマ継続可否評価の結果を踏まえて、契約延長の可否を判断します。

(5) 事業規模

2020年度の事業規模は、本事業全体で50億円程度、そのうち「研究開発項目Ⅱ 水素利用等高度化先端技術開発」の各研究開発テーマは5千万円程度以内を想定します。ただし、各研究開発テーマの予算規模は提案内容次第のため、それ以上の提案を拒みませんが、当該予算の必要性は厳格に審査します。また、採択審査の結果又は国の予算の変更等により提案額から減額して採択することがあります。

### 3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(13)までの条件、「基本計画」及び「2020年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する大学や企業等とします。

- (1) 産業界のニーズに基づいた提案であること。
- (2) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。特に、事業の予算も限られることから、電気化学研究に特化しない一般的な高額かつ大型の研究開発装置は既に所有している又は既存のものを利用することが望ましい。
- (3) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (4) NEDO がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (5) 研究開発テーマの成果に対して明確な実用化・事業化計画を有し、研究開発成果が高いレベルで得られた場合はその社会実装に尽力すること。
- (6) 研究組合又は公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。また、必要最低限の機関から構成されていること（過度に大規模なコンソーシアムではないこと）。
- (8) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等と

の連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

- (9) プロジェクトマネージャー（以後「PM」という。）、プロジェクトリーダー（以後「PL」という。）又はサブプロジェクトリーダー（以後「SPL」と呼ぶ）からの指示があった場合はこれに従うこと。

（注1）本事業では必要に応じて PL 又は SPL を設置する。PL 又は SPL は、PM と連携しつつ主に技術的な観点から研究開発プロジェクトを俯瞰して研究開発を指揮し、NEDO に対して研究開発方針や予算査定に関する意見を具申する役割を担う。

- (10) 一つの提案単位を「研究グループ」と呼び、研究グループにはグループリーダー（以後「GL」という。）を設定すること。（注2）また、研究グループの参加機関は GL の指示に従うこと。

（注2）GL は研究グループの代表責任者であり、以下の役割を担います。

- ・ NEDO、PL 又は SPL からの指示があった場合はこれに従うとともに、NEDO 等との連絡窓口を担って研究グループ全体を運営する。（ただし、契約等の詳細な事務手続きは NEDO 等が個別の参加機関へ直接連絡する場合がある）。
- ・ 研究グループの知財戦略を策定し、運営する。
- ・ 研究グループを代表して対外的に活動成果を報告する。
- ・ NEDO が定期的に開催する GL 会議に出席して、進捗報告や意見交換に協力する。
- ・ 水素社会の実現には国際連携が重要であることから、特に研究グループ参加者が海外出張等の国際情報収集活動を行った場合は結果を迅速に NEDO へ報告する。当該情報は、本事業参加者全体への共有や政府政策への提言等、適切に活用されることがある。

- (11) 研究テーマが PEFC に関連する研究開発項目 II ②の場合、研究グループはその研究を加速させるために別途構築する「PEFC 評価解析プラットフォーム」の構築に協力すること（注3）。なお、当該プラットフォームが本事業の材料研究者に利用していただきやすい高機能なサービスを提供できるよう、研究グループは当該プラットフォームに対して以下のとおり協力する。（2年毎の継続可否評価において、当該プラットフォームの活用状況もお伺いすることがありますので積極的に御活用願います。）

- ・ 2年間に一度程度（継続可否評価の期間）は材料サンプルを当該プラットフォームに提供すること。
- ・ 材料サンプルを提供する際には、当該プラットフォームが指定する様式の NDA（秘密保持契約）を締結すること。なお、当該プラットフォーム構築の目的に鑑みて、我が国の燃料電池材料開発を継続的に推進し、研究開発の優位性保護、データ管理のために、上記 NDA は契約期間を延長することがある。
- ・ 材料サンプルの解析データは、当該プラットフォームがメタデータを含む統一したフォーマットで、セキュリティ管理の下、データベース化する。材料設計指針を得る際に必要となる物性予測用の記述子などのマテリアルズ・インフォマティクスの解析結果が、個別材料が特定できない形で NEDO 事業を実施する各研究グループへのフィードバック等に活用されることを承諾すること。

（注3）材料サンプルを共通的な指標で構造評価し、その結果を研究グループへフィードバックすることで研究開発を支援するプラットフォーム機能を世界で初めて構築します。ただし、当該プラットフォームの予算、提供されるサンプル量や技術成熟度、作業量等の制約により必ずしも研究グループの希望に添えない場合があります。また、当該プラットフォームは、研究グループの知財を保護する観点から、サンプルを評価解析し、その結果と改良指針をフィードバックするにあたり、研究グループに対して知財の共願や不実施補償等、研究グループの不利益となる権利を要求しないこととしています。

なお、提供者側との合意が有る場合は、研究グループと当該プラットフォームの構成グループ又はその一部の事業者との間で共同研究を進めて知財を取得することは妨げません。

(12) 研究グループに研究開発成果の受け取り手となるユーザー企業（注4）が含まれない場合は、2021年度末の継続可否評価までにユーザーとなる企業候補からの関心表明書（別添10）をNEDOに提出すること。当該関心表明書は継続可否評価通過の条件となります。

（注4）このユーザー企業とは、提案書中の「別添2」「研究開発成果の事業化計画書」の事業化を担う候補として、当該研究成果を利用して将来的に収益を得ようとする事業化主体であり、材料メーカーやシステムメーカー等、多様な民間企業を想定します。

(13) 継続可否評価を通過した2022年度以降は、毎年度ユーザー企業からの貢献内容（注5）（別添11）をNEDOに提出すること。

（注5）ユーザー企業からの無償の協力が対象です。委託費から旅費、宿泊費、謝金等を支払う案件は除きます。

#### 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書11部（正1部、副10部）を作成し、以下の提出期限までに御郵送又は御持参ください。FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

（公募期間：2020年2月27日（木）から2020年3月30日（月））

(1) 提出期限： 2020年3月30日（月）正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。その場合はウェブサイトでお知らせします。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますとウェブサイトに掲載された最新の公募情報を随時メールでお送りしますので、是非御活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

次世代電池・水素部 担当者名 菫澤、金子、湯山、戸塚、後藤 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー18階

※郵送の場合は封筒に『「燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※持参の場合はミューザ川崎16階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

※e-Rad上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談すること。

#### 5. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添1を御参照ください。別添2に従って研究開発成果の事業化計画書を作成してください。
- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、11部（正1部、副10部）です。

(2) 提案書に添付する書類

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・ 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書） 1部  
※提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要
- ・ 直近の事業報告書 1部
- ・ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分） 1部

- ・ NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書 1部  
※業務委託契約標準契約書 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・ 主要研究員の研究経歴書（詳細は別添3を参照ください） 1部
- ・ 若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について 1部
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添4を参照ください） 1部
- ・ NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添5を参照ください） 1部
- ・ e-Rad 応募内容提案書（詳細は(4)を参照ください） 1部

### (3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ別添7の「提案書類受理票」に会社名等御記入の上、送付（持参）してください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

### (4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

### (5) 提案書情報の登録（提案書提出後）

下記 URL より提案番号、提案者名、提案テーマ名、提案概要等の必要事項を2020年3月31日（火）17時までに御登録ください。提案番号（受理番号）は提案書を御提出いただいた後にお知らせします。

## 6. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 7. 委託先の選定

### (1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

## (2) 審査基準

### a. 採択審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どのような形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。）
- vii. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。
- viii. 総合評価

なお、採択審査における v. 応募者の能力、vi. 事業化による波及効果の評価については、若手研究者（40 歳以下）や女性研究者が研究者として登録され、若手研究者や女性研究者の育成・活躍促進が図られる提案になっている場合に加点します。

### b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
  1. 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
  2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
  3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
  1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
  2. 当該開発等の行う体制が整っていること。  
（再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受

- けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
  4. 経営基盤が確立していること。
  5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
  6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。
1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
  2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
  3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
  4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

### (3) 委託先の公表及び通知

#### a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）は NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

#### b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公表します。

#### c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO 負担率の変更等）を付す場合があります。

### (4) スケジュール

2020年

- 2月27日： 公募開始
- 3月2日～3月6日： 公募説明会
- 3月30日正午： 公募締め切り
- 5月中旬（予定）： 採択審査委員会（外部有識者による審査）
- 6月上旬（予定）： 契約・助成審査委員会
- 6月中旬（予定）： 委託先決定
- 6月中旬（予定）： 公表（プレスリリース）
- 8月ごろ（予定）： 契約

## 8. 留意事項

### (1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

#### 【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

### (2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。



(3) 研究開発計画の見直しや中止

原則2年毎に実施するテーマ継続可否評価の結果により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。テーマ継続可否評価では、当初設定した中間目標の達成状況、最終目標の達成見通し、技術開発動向を踏まえた研究内容・目標の妥当性、産業界のニーズとの合致度（PEFC 評価解析プラットフォームでの評価結果や連携状況を含む）等を外部有識者が審査し、個別テーマの継続可否や研究内容の見直しを判断します。

本公募で採択したテーマの継続可否評価は、2021年度末頃を予定しています。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第27条第2項又は共同研究契約約款第29条第2項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（別添2）を変更し提出していただきます。

(5) 主要研究員（GL）経歴書の記入

主要登録研究員について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添3を御覧ください。主要研究員はGLとします。

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を記載していただきます。詳細は別添4を御覧ください。

(7) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添5を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いします。

(8) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(9) 知財マネジメント

- ・本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添7を御覧ください。
- ・本プロジェクトでは、産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。
- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力いただきます。

(10) データマネジメント

- ・本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち委託者指定データを指定しない場合を適用します。詳細は、別添8を御覧ください。

(11) 標準化への対応

- ・技術開発成果の社会実装や国際展開に、標準が有効なツールとなることがあります。そのため、本プロジェクトでは、事業開始時に、NEDO と標準に関する検討を実施していただく場合があります。

ます。検討の結果、市場・技術の特性・戦略・ビジネスモデル等に標準が合致すれば、必要に応じプロジェクト実施期間中から、当該技術開発成果の ISO・IEC 等の標準化に取り組んでいただきます。

#### (12) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により NEDO に報告してください。

#### 【参考】

平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

#### (13) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 1 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌

年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### (14) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
  - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年

度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(15) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

(16) 博士課程後期（学生）のRA（リサーチアシスタント）等への雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本プロジェクトにおいても、博士課程後期（学生）のRA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期（学生）は、NEDO と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります。本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

#### (17) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添9のとおり NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

#### (18) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制<sup>\*</sup>が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づき経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>  
（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
  - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック  
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryu/handbook.pdf>
  - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
  - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

(19) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(20) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

\*委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

9. 説明会の開催【公募説明会は中止しました】

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。なお、公募説明会への出席に関してはホームページから参加登録をお願いします。

提案は公募説明会への出欠如何に関わらず可能です。

定員に達しない限り、当日参加も可能ですが、会場準備の都合上、なるべく事前申し込みをお願いします。なお、事前にお申し込みいただくと、万が一会場変更等があった場合に、自動配信メールにて情報を受け取ることが可能です。

事前参加申込又は説明会会場でご登録いただいた御氏名等の個人情報、出欠の確認と必要に際しての事務局からの連絡（アンケート調査等）以外の目的で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

開催日・会場	時間	定員	場所
3月2日（月） 東京会場 （第1回）	受付：13時30分～ 説明会：14時00分～	100名	TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター 東京都中央区八重洲1-2-16 TGビル 5階 ホール5A <a href="#">アクセスマップ</a>
3月3日（火） 仙台会場	受付：13時30分～ 説明会：14時00分～	50名	ヒューモスファイヴ 仙台市青葉区中央1丁目10番1号 8階 貸会議室 大（Aホール） <a href="#">アクセスマップ</a>
3月4日（水） 大阪会場	受付：13時30分～ 説明会：14時00分～	100名	ツイン21MIDタワー 大阪市中央区城見2-1-61 TWIN21 20 階8会議室 <a href="#">アクセスマップ</a>
3月5日（木）	受付：13時30分～	50名	リファレンスはかた近代ビル

福岡会場	説明会：14時00分～		福岡市博多区博多駅東1丁目1-33 はかた近代ビル 1階 103会議室 <a href="#">アクセスマップ</a>
3月6日（金） 東京会場 （第2回）	受付：13時30分～ 説明会：14時00分～	100名	AP 東京八重洲 東京都中央区京橋1-10-7 KPP 八重洲ビル 7階 Room Q+R <a href="#">アクセスマップ</a>

## 10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は、3月4日（水）から3月23日（月）の間に限り下記宛にメールにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

次世代電池・水素部 葦澤、金子、湯山、戸塚、後藤

電子メールアドレス： fuelcell#ml.nedo.go.jp （#を@に変えてください）

## 11. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyoku.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html)

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

## 関連資料

基本計画

2020年度実施方針

別添1：提案書様式（提案書作成上の注意、表紙、要約版、本文）

別添2：研究開発成果の事業化計画書

別添3：主要研究員経歴書の記入について

別添4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添5：NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添6：提案書類受理票

別添7：本プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

別添8：本プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針

別添9：契約に係る情報の公表について

別添10：関心表明書（LOI）

別添11：ユーザー企業からの協力内容報告書

参考資料1：追跡調査・評価の概要

参考資料2：目標値設定に係る参考情報